

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

町の区域の新設等

生活保護法による指定医療機関の名称の変更

被爆者一般疾病医療機関の指定

豚等の移入の禁止

家畜伝染病の発生

牛等の出人又は移動を禁止する区域

土地改良区の解散(二件)

土地改良事業の認可(七件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

◇ 選 管 告 示

選挙管理委員会委員長の住所及び氏名

選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

指定団体の届出

不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正

◇ 人 委 規 則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

◇ 正 誤

昭和五十六年十一月鳥取県告示第千百六十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の新設及び変更は、昭和五十七年二月一日からその効力を生ずる。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町及び字の名称

同上の区域(昭和五十六年十一月一日現在の地番による。)

美保町字釜池灘

竹内町字釜池灘一、二、三の一、三の三、四から六まで、七の一、二、三の二、三、三の三、二四の一から二四の三まで、二五の一から二五の四まで、二六の一から二六の五まで、二七の一、二七の二、二八の三から二八の六まで、二九の一、二九の二、三〇の一から三〇の三まで、三二の三から

美保町字上灘	三二の五まで、三二の七、三二の八、三二の一〇から三二の二四まで、三二の二八から三二の三〇まで、三六五三の二一から三六五三の五まで、三六五三の二二、三六五三の二四、三六五三の二五、三六五三の二六、三六五三の二七、三六五三の二八から三六五三の三一まで、三六五三の三二、三六五三の三三から三六五三の三六まで、三六五三の三七、三六五三の三八から三六五三の四二まで、三六五三の四三、三六五三の四四から三六五三の四七及びこれらと一体をなす国有地
美保町字下灘	竹内町字上灘五四一の二の一部、五四一の三、五四一の四、五四一の六から五四一の一まで、五四一の一三から五四一の二八まで、五四一の三〇、五四一の三一、五四一の三二、五四一の三三、五四一の三四、五四一の三五、五四一の三六、五四一の三七及びこれらと一体をなす国有地
美保町字寛蔵	高松町字下灘二七四の二から二七四の二二まで及び二七四の二六から二七四の二八まで
美保町字寛蔵	高松町字寛蔵三〇九の一から三〇九の六二まで、三二一の一、三二二の一、三二四の一、三二五の一、三二七の一、三二九の一、三三〇の一、三三一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
区域を変更する町及び字の名称 竹内町字釜池灘	同上の区域（昭和五十六年十一月一日現在の地番による。） 竹内町字釜池灘のうち一、二、三の一、三の三、四から六まで、七の一、二二の二、二三の三、二四の一から二四の三まで、二五の一から二五の四まで、二六の一から二六の五まで、二七の一、二七の二、二八の三から二八の六まで、二九の一、二九の二、三〇の一から三〇の三まで、三一の三から三二の五まで、三二の七、三二の八、三二の一〇から三二の二四まで、三二の二八から三二の三〇まで。

竹内町字上灘	三六五三の一から三六五三の五まで、三六五三の一四、三六五三の一五、三六五三の二一、三六五三の二三、三六五三の二八から三六五三の三一まで、三六五三の三四、三六五三の三八から三六五三の四二まで、三六五三の四六、三六五三の四七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
高松町字下灘	竹内町字上灘のうち五四一の二の一部、五四一の三、五四一の四、五四一の六から五四一の一まで、五四一の一三から五四一の二八まで、五四一の三〇、五四一の三一、五四一の二九、五四一の三三、五四一の三五、五四一の三六、五四一の三七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
高松町字寛蔵	高松町字下灘のうち二七四の二から二七四の二二まで及び二七四の二六から二七四の二八まで以外の区域
高松町字寛蔵	高松町字寛蔵のうち三〇九の一から三〇九の六二まで、三二一の一、三二二の一、三二四の一、三二五の一、三二七の一、三二九の一、三三〇の一、三三一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第七十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名	變更前 医療法人共済 会清水整形外 科病院	所 在 地	倉吉市宮川町二二九一一	變更年月日	昭和五十七年 一月一日
稱	變更後 医療法人共済 会清水病院				

鳥取県告示第八十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 稱	所 在 地
昭和五十七年一月二十六日	倉元内科医院	境港市外江町一七三三一

鳥取県告示第八十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお

それがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

茨城県の区域

鳥取県告示第八十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の報告があつたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

炭 疽	家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発 生 年 月 日	発 生 場 所
		牛	患者	一	昭和五十七年一月二十七日	東伯郡東伯町大字杉下

鳥取県告示第八十三号

炭疽^が予防に関する規則（昭和三十年一月鳥取県規則第四号）第二条の規定に基づき、牛、馬、めん羊、山羊、豚、その死体又は炭疽^その病原体をひろげるおそれがある物品の区域外との出入又は区域内での移動を禁止する

区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

東伯郡東伯町大字杉下字八橋野

鳥取県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

青谷町東町土地改良区

鳥取県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

青谷町西町土地改良区

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十六号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（川中地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十七号

佐治村から申請のあつた村営土地改良（佐治（高山）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十八号

佐治村から申請のあつた村営土地改良(佐治(梨原)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八十九号

江府町から申請のあつた町営土地改良(久速地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十号

江府町から申請のあつた町営土地改良(貝田地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十一号

関金町から申請のあつた町営土地改良(横峯地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十二号

関金町から申請のあつた町営土地改良(横峯地区暗きよ排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九十三号

昭和五十七年一月十一日付けで赤碕町から申請のあつた赤碕(向原)地区の換地計画については、審査した果結適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第一項の規定

により、次のとおり委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程(昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第一条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

住 所 岩美郡岩美町大字池谷五九番地

氏 名 田中梅藏

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第三項に規定する委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程(昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第四条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

住 所 鳥取市野寺一四一番地

氏 名 土師 功

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づ

き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	異動事項	新	旧
鳥田安夫東部後援会	代表者	民野芳之助	水野五郎

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

岸本 操	鳥取県議会議員	指定団体の届出をした者の氏名	公職の種類	指 定 団 体	代表者の氏名
		名 称	主たる事務所の所在地		
岸本操後援会	鳥取市湯所町一―二三〇	浜本 暁			

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

「医療法人共済会清水整形外科病院」を「医療法人共済会清水病院」に改める。

人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人

事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次のとおり」を、「一年につき二十日」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項に規定する一年は、暦年とする。

3 新たに採用された職員はその年の年次休暇は、第一項の規定にかかわらず、次の表に定める日数(国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他の人事委員会が別に定める者から引き続き職員となつた者にあつては、人事委員会が別に定める日数)とする。

採用された月	年次休暇
一月	二十日
二月	十八日
三月	十七日
四月	十五日
五月	十三日
六月	十二日
七月	十日
八月	八日
九月	七日
十月	五日
十一月	三日
十二月	二日

第四条第一項中「当該日数分」を「当該日数(その日数が二十日を超え

る場合は、二十日)」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の職務に専念する義務の特列に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二条第三項の規定は、昭和五十七年一月一日(以下「適用日」という。)以降に新たに採用された職員について適用する。

3 適用日の前日から引き続き在職する職員のうち、前項に規定する職員との権衡上必要と認められる職員の昭和五十七年の年次休暇の日数は、改正後の規則第二条第一項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める。

鳥取県人事委員会規則第九号
鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵
鳥取県人事委員会規則第九号
鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵
鳥取県人事委員会の休暇に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県人事委員会の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委

昭和五十七年一月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

鳥取県人事委員会の休暇に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県人事委員会の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委

員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(年次休暇)

第三条 年次休暇の日数は、一年につき二十日とする。

2 前項に規定する一年は、暦年とする。

3 新たに採用された職員はその年の年次休暇は、第一項の規定にかかわらず、次の表に定める日数(国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他の人事委員が別に定める者から引き続き職員となつた者にあつては、人事委員会が別に定める日数)とする。

採用された月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
年次休暇	二十日	十八日	十七日	十五日	十三日	十二日	十日	八日	七日	五日	三日	二日

第五条第一項中「当該日数分」を「当該日数(その日数が二十日を超える場合は、二十日)」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の県費負担教職員の休暇に関する規則(以下「改正後の規則」という。)(第三条第三項の規定は、昭和五十七年一月一日(以下「適用日」という。))以降に新たに採用された職員について適用する。

3 適用日の前日から引き続き在職する職員のうち、前項に規定する職員との権衡上必要と認められる職員の昭和五十七年の年次休暇の日数は、改正後の規則第三条第一項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める。

正 誤

昭和五十六年十一月鳥取県告示第千六百六十九号(公有水面の埋立ての免許の出願について)中次の箇所(誤りがあつたので、訂正する)。

頁 段 行 誤 正

三 下 十一 九三一番地一 九三一番地七

四 上 四 " " " " " "